

○大磯町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成14年4月1日大磯町規則第8号

改正

平成25年2月28日規則第2号

令和3年11月30日規則第3号

大磯町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大磯町条例第44号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、毎年度4月15日までに、政務活動費交付申請書（第1号様式）を、議長を経由して町長に提出しなければならない。

2 会派の代表者及び議員は、前項の規定により申請した内容に変更が生じたときは、当該変更が生じた日の属する月の翌月の15日までに、政務活動費交付変更申請書（第2号様式）を、議長を経由して町長に提出しなければならない。

3 町長は、特別な事情により、前2項の期日までに交付申請できないと認めた場合は、同項の規定にかかわらず、提出日を延期することができる。

4 会派の代表者及び議員は、同一年度において重複して申請することはできない。

(交付申請額及び交付額の取扱)

第3条 政務活動費の交付申請額及び会派への入会、脱会等の変更が生じた場合の交付額の取扱いは次によるものとする。

(1) 政務活動費の交付申請額は、条例第7条及び第8条に定める額とする。

(2) 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、当該会派から脱会する議員があるときは、脱会時における政務活動費の使用額を算出して年交付額から差引き残額があるときは、会派人数で案分し脱会した議員に分配しなければならない。なお分配を受けた議員は、以後の政務活動に充てるとともに、条例第10条に基づく収支報告書を提出しなければならない。

(3) 政務活動費の交付を受けた議員が年度途中において、政務活動費の交付を受けている又は受けようとする会派に入会するときは、入会時における政務活動費の残額を当該会派に納入しなければならない。この場合、会派の経理責任者は条例第10条に基づく収支報告書については合算して行うものとする。また、年度途中において当該会派に入会した議員は、会派入会時までの政務活動費について条例第10条第3項に基づき、収支報告書を提出しなければならない。

(4) 議員の任期が満了し、改選後再び議員となった場合は、前任期中に受けた交付額は同一年度中において継続するものとする。

(交付決定)

第4条 町長は、第2条の規定により申請のあった各会派及び議員について、交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者又は議員に対し、政務活動費交付決定通知書(第3号様式)又は、政務活動費交付変更決定通知書(第4号様式)により、議長を経由して当該会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(交付請求)

第5条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による政務活動費交付決定通知書又は、政務活動費交付変更決定通知書を受けたときは、速やかに、当該交付決定に係る政務活動費交付請求書(第5号様式)により、議長を経由して町長に請求をするものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を整備し関係書類とともに、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月28日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大磯町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の大磯町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(令和3年11月30日規則第3号)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

第3号様式(第4条関係)

第4号様式(第4条関係)

第5号様式(第5条関係)